

農林水産省平成30年度概算要求関連資料

農林水産省

食育の推進と国産農林水産物の消費拡大

【3, 244 (2, 773) 百万円の内数】

対策のポイント

第3次食育推進基本計画に基づき、地産地消や和食文化の保護・継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、地産地消や和食文化の保護・継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進することが必要です。

政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成27年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 食育の推進 2, 775 (2, 252) 百万円の内数

(1) 食育活動の全国展開事業

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し実践的な食育推進方策の検討を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

(2) 地産地消をはじめとした食育の推進

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援します。

（食料産業・6次産業化交付金で実施
補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等）

<各省との連携>

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省
 - ・第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進
- 文部科学省
 - ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進

2. 国産農産物消費拡大事業

469（521）百万円

(1) 「和食」と地域食文化継承推進事業

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、和食文化をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

(2) 日本の食消費拡大国民運動推進事業

生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。また、学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

（委託費、補助率：定額）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

(3) 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

地域の農産物等の機能性に着目して健康関連の食市場を開拓するため、食による健康都市づくりに関する地域の取組を支援するとともに、制度活用ノウハウの情報提供など、機能性表示食品制度等の活用を促進するための環境整備を支援します。

（委託費、補助率：定額）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

1 (1) の事業	
消費・安全局消費者行政・食育課	(03-6744-1971)
1 (2) 及び2 の事業	
食料産業局食文化・市場開拓課	(03-6744-7185)

食育活動の全国展開事業委託費（拡充）

【56（60）百万円】

対策のポイント

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

<背景／課題>

- ・近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要です。
- ・平成28年4月に、食育推進事務が内閣府から農林水産省へ移管され、農林水産省が関係府省と連携しながら食育の全国展開を図っていく必要があります。
- ・第3次食育推進基本計画においては、食育に関心を持っている国民を平成32年度までに90%以上を目指す等の目標を設定するとともに、「国は、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。」とされており、対象者に合わせた食育を推進していくことが求められています。

政策目標

食育に関心を持っている国民の割合の向上
(75%（平成27年度）→90%以上（平成32年度）)

<内容>

1. 事業内容

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、普及のためのセミナーを行うとともに、より実践的な食育推進方策の検討を行います。

2. 委託先

民間団体等

3. 事業実施期間

平成25年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）]

食育活動の全国展開

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 平成28年4月に、食育推進業務が内閣府から農林水産省に移管。農林水産省が関係府省と連携しながら食育を全国展開。



食育推進全国大会

- ・国民の食育に対する理解を深めるため、毎年6月の「食育月間」に、地方公共団体との共催により、食育推進全国大会を開催



食育活動表彰

- ・教育活動、農林漁業等の活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰
- ・地域で様々な食育活動を行っている方々の参考として活用



より実践的な食育推進方策の検討

- ・若者は、朝食の欠食率が高く、栄養バランスがとれていないなど、各世代ごとに課題が存在
- ・対象者に合わせた食育推進を検討

食育に関する調査等の実施

- ・意識調査、事例収集・分析などを実施し、科学的知見に基づく情報提供

若い世代の課題(例):

朝食をほとんど毎日食べる者の割合は、20歳代が最も低く、20～30歳代の約2割が朝食を欠食^{*1}。
栄養バランスに配慮した食生活をほぼ毎日実践している者の割合は、20歳代が最も低く、約3割^{*1}。
20歳代の女性は、やせの者(BMI<18.5kg/m²)の割合が約2割^{*2}。

中高年の課題(例):

30～50歳代の男性は、肥満者(BMI≥25kg/m²)の割合が3割超^{*2}。

高齢者の課題(例):

低栄養傾向(BMI≤20kg/m²)の高齢者の割合は約2割^{*2}。

*1 平成28年度食育に関する意識調査(農林水産省) *2 平成27年度国民健康・栄養調査(厚生労働省)

食料産業・6次産業化交付金

【2,719(2,192)百万円】

対策のポイント

6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、関連事業（加工・直売、バイオマス、食育等）を都道府県向けの交付金として集約・再編し、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援します。

<背景／課題>

- ・6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させるため、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援する必要があります。
- ・また、都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるような仕組みとすることが必要です。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円(平成27年度)→3.2兆円(平成32年度))
- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大(平成37年)

<主な内容>

各都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるよう、関連事業（6次産業化ネットワーク活動交付金、地域の魅力再発見食育推進事業、地域バイオマス利活用推進事業）を集約・再編して新たな交付金を創設し、次の取組を支援します。

- (1) 加工・直売の取組への支援
- (2) 地産地消をはじめとした食育の推進
- (3) バイオマス利活用への支援
- (4) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは1/2以内、1/3以内、3/10以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

お問い合わせ先：

- (1) の事業
食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- (2) の事業
食料産業局食文化・市場開拓課 (03-3502-5723)
- (3) 及び(4) の事業
食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

背景と課題

第3次食育推進基本計画 の決定(平成28年3月)

<重点課題>

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進 等

<目標(H32)>

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が
内閣府から農林水産省へ移
管(平成28年4月)

第3次計画の目標達成に向けた 地域における総合的な食育活動を支援

○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



○交付率: 事業実施主体へ
1/2以内

○交付先: 都道府県

○事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体等

食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加 等

第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

国産農産物消費拡大事業

【469（521）百万円】

対策のポイント

国産農林水産物の消費拡大を図るため、和食文化の保護・継承や日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動、地域の農産物等の機能性に着目した食による健康都市づくり等の取組を推進する。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、和食文化の保護・継承を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進することが必要です。

政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成27年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 「和食」と地域食文化継承推進事業 54（60）百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、和食文化をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信します。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 日本の食消費拡大国民運動推進事業 259（288）百万円

生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。

また、学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

3. 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業 156（173）百万円

地域の農産物等の機能性に着目して健康関連の食市場を開拓するため、食による健康都市づくりに関する地域の取組を支援するとともに、制度活用ノウハウの情報提供など、機能性表示食品制度等の活用を促進するための環境整備を支援します。

（委託費、補助率：定額）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（03-6744-7185）]

第3次食育推進基本計画(平成28年3月食育推進会議決定)を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくため、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある層を中心に、和食文化の普及活動や情報発信を実施

現状と課題

- 第3次食育推進基本計画に掲げられた食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を推進する必要。
- 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、和食文化を継承していくには、食習慣を形成・転換するキッカケのある時期の人々をターゲットにする必要。
- 和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備が必要。

「和食」と地域食文化継承推進事業

「和食」継承事業(委託事業)

幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある者に対し、和食文化に慣れ親しむための普及活動を実施。
和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備を実施。

幼少期 青年期 壮年期 老年期

【食生活形成期】

- ・幼児が味覚の形成期に和食に慣れ親しむことで和食好きとなる。
- ・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。



【育児期】

子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。



「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信して、保護・継承に向けた機運の醸成を図る。



他事業との連携

和食給食普及マニュアル(学校栄養士向け)
育児世代向け和食普及マニュアル(保健師向け)等の提供

【食料産業・6次産業化交付金のうち地産地消をはじめとした食育の推進】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち食文化の継承事業等、当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援。

・地域食文化の継承、和食給食の普及 など



和食文化の普及・継承、地域における食育の推進

・第3次食育推進基本計画の目標達成
国産農林水産物の消費拡大

- 今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念。
- このため、民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の魅力を広く発信すること等を通じて、消費者が日本の食の素晴らしさを再認識することにより、国産農林水産物の消費拡大を推進。

日本の食消費拡大国民運動推進事業

日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援。

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業(委託)



体験等を通じて日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を実施



(参考)フード・アクション・ニッポンアワード2016
受賞作品の例

国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いとともに地域産品を消費者に発信

- 食品関連業者等における国産農林水産物の利用促進
- 地産地消など国産農林水産物消費拡大の優良事例の横展開

地域の食の絆強化推進運動事業(補助)

学校給食等への地場産食材の供給の取組をはじめとした地産地消の優良事例を普及するコーディネーターの育成・派遣等を支援



(研修会の開催)



(専門人材の派遣)

国産農林水産物の消費拡大



- 地域の農産物等の機能性に着目して健康関連の食市場を開拓するため、食による健康都市づくりに関する地域の取組や、制度活用ノウハウの情報提供など、機能性表示食品制度等の活用を促進するための環境整備を支援します。

地域におけるモデル的な取組支援

機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業(補助)

機能性農産物等を活用して健康都市づくりを目指す地域協議会を支援します



更なる需要拡大のためのしかけ

食産業における機能性農産物活用促進事業

1 機能性表示食品制度活用推進環境整備(補助)

<活用促進人材の育成>

- ・届出ノウハウを普及するセミナー等の開催により、機能性表示食品制度への農産物の届出を促進します



<食習慣・健康データを活用した食生活改善ツールの開発>

- ・機能性農産物の情報を含むオーダーメイドの食事提案がされるツールの開発を行うことにより、消費者が積極的に機能性農産物を食生活に取り入れる環境を整備します

3 機能性農産物等活用バリューチェーン構築調査(委託)

- ・機能性農産物の需要を拡大するため、大口の需要先となる外食・中食産業において、機能性農産物等を積極的に活用できる環境を整えます

- ・機能性農産物を取り扱う際のバリューチェーン上の課題を実証的に調査
- ・商品化に向けた具体的検討・調査



農山漁村振興交付金

【11,976(10,060)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持・発展に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、農山漁村の所得の向上や地域の活性化を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携する農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・さらに、都市農業については、食料生産のみならず、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、都市農業の多様な機能を発揮するための取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させること等により、農山漁村の自立発展を目指す。

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,348(1,447)百万円
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。
また、福祉農園等を整備する取組、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組や、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を支援します。
2. 山村活性化対策 800(780)百万円
山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在的な力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。
3. 農山漁村活性化整備対策 2,333(2,833)百万円
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

4. 農泊推進対策

7, 495 (5, 000) 百万円

「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得向上や地域の活性化を図るため、農泊ビジネスの現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。

交付率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること	
農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること	
農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること	
農村振興局地域振興課	(03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること	
農村振興局地域整備課	(03-3501-0814)

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、都市農業の多様な機能を発揮するための取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組、「農泊」を推進する取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 「農泊」については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農泊」に取り組む体制の構築等への支援や優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することとされたところであり、「農泊」の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、ソフト・ハード対策を一体的に支援することにより、500地域創出の早期達成を目指す。

農泊推進対策（拡充）

○地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・農泊をビジネスとして実施できる体制の構築
- ・地域に眠っている資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・農泊の取組をビジネスとして早期に自立化させるため、料理人と農泊地域のマッチングなどの人材育成確保を支援
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2等

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、農家住宅に係る構想の策定、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援

○福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

○都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援



活動計画づくり



農家住宅構想策定



障害者による玉ねぎ収穫



都市農地の農産物を販売するマルシェの開催

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2

山村活性化対策（拡充）

○山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在的な力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援



地域産品の加工・商品化

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年等
- 交付率：定額（上限1,000万円等）

農山漁村活性化整備対策

○市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1／2等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設